

文京区地域福祉計画の改定について

1 改定方針

- (1) 文京区地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)全体を改定するに伴い、福祉計画の分野別計画である「高齢者・介護保険事業計画」「障害者計画」「保健計画」及び「地域福祉の推進」の見直しを平成20年度に併せて行う。「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」の見直しは、平成21年度に別途行う。ただし、その一部である平成17～21年度の保育計画については、平成20年4月に緊急に新たな対応を必要とする状況となったため、一部修正を行う。
- (2) 福祉計画は、以下 から から構成する。(別紙1)
 - 改定に当たって(改定趣旨、背景、検討体制、計画期間、進行管理)
 - 基本的考え方(基本理念、基本目標)
 - 現状と課題(地域特性等、各分野の現状と課題)
 - 分野別計画(子育て支援計画を除く各分野別計画の目標、基本的考え方、体系、個別事業の現況及び目標)
- (3) 「基本理念」「基本目標」は、現福祉計画(別紙2)を基本として、保健に関する記述を加える。
- (4) 平成20年度に改定を行う福祉計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度の3年間とする。また、福祉計画の名称についても、「保健」を加える方向で検討する。
- (5) 福祉計画の策定は、文京区基本構想実施計画と整合を図る。

2 検討体制及び役割分担

- (1) 福祉計画改定の検討は文京区地域福祉協議会(以下「協議会」という。)分野別検討部会で行い、地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)が改定の最終決定を行う。推進本部幹事会は「協議会の幹事会」の役割を兼ねるものとする。(別紙3)
- (2) 協議会は、以下の から の役割を担う。
 - 福祉計画改定の検討方針を確認する。
 - 福祉計画を構成する「改定に当たって」「基本的考え方」「現状と課題」の地域特性等、及び分野別計画「地域福祉の推進」の「現状と課題」・「分野別計画」を検討する。
 - 各分野別検討会に、各分野の「現状と課題」「各分野別計画」の検討を下命する。
 - 各分野別検討会の検討結果の全体的な調整を行い、福祉計画改定案を策定する。
- (3) 各分野別検討部会は協議会の下命を受け、当該の各分野において、福祉計画を構成する「現状と課題」・「分野別計画」の検討を行い、検討結果を協議会に報告する。なお、現行の子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)の見直しは、今回行わないことから分野別検討部会は設置しないが、子育て支援計画の一部である保育計画の修正については、協議会の検討に付すこととする。
- (4) 分野別計画「地域福祉の推進」の改定については、この計画が地域福祉の各分野に

共通する施策を総合的に進めていくものであることから、障害者部会、保健部会、高齢者・介護保険部会での検討結果及び協議会委員からの意見等を推進本部幹事会で集約し、協議会の検討に付すこととする。

(5) 推進本部幹事会は、協議会及び各分野別検討会部会の検討結果の集約・調整を行う。

3 検討スケジュール

5月15日	第1回地域福祉協議会	検討方針の確認、部会への下命
5月 下旬	各分野別検討会の立ち上げ (各分野別検討会での検討)	部会での検討方針の確認
6月 中旬	第2回区議会定例会報告 (各分野別検討会検討結果の中間集約)	改定方針の報告 現状、課題、大枠の計画を集約
8月 下旬	地域福祉推進本部、同幹事会	中間集約を検討
9月 上旬	第2回地域福祉協議会	
中旬	第3回区議会定例会報告 (各分野別検討会での検討)	中間集約を報告 中間集約への意見を基に再検討
10月中旬	(「中間まとめ」の調製)	
11月上旬	地域福祉推進本部、同幹事会	「中間まとめ」の検討 「中間まとめ」を報告
中旬	第3回地域福祉協議会 パブリックコメント募集	
下旬	第4回区議会定例会 (最終案の検討)	
1月 下旬	地域福祉推進本部、同幹事会	「最終案」を確定
3月 中旬	第4回地域福祉協議会	「最終案」を報告

4 関係資料

- (1) 文京区地域福祉推進協議会委員名簿(別紙4)
- (2) 高齢者・介護保険部会委員名簿(別紙5)
- (3) 障害者部会委員名簿(別紙6)
- (4) 保健部会委員名簿(別紙7)
- (5) 文京区地域福祉協議会設置要綱(参考資料1)
- (6) 文京区地域福祉協議会本部設置要綱(参考資料2)
- (7) 文京区地域福祉協議会本部・委員名簿(参考資料3)
- (8) 文京区地域福祉協議会本部幹事会・委員名簿(参考資料4)

地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と重点課題	・地域特性等				
分野別計画	子ども	高齢者 介護保険	障害者(児)	地域保健医療	地域福祉
	子育て支援計画 (次世代育成支援行動計画) 21年度策定予定	高齢者・ 介護保険 事業計画	障害者計画	保健計画	地域福祉の 推進

1 基本理念

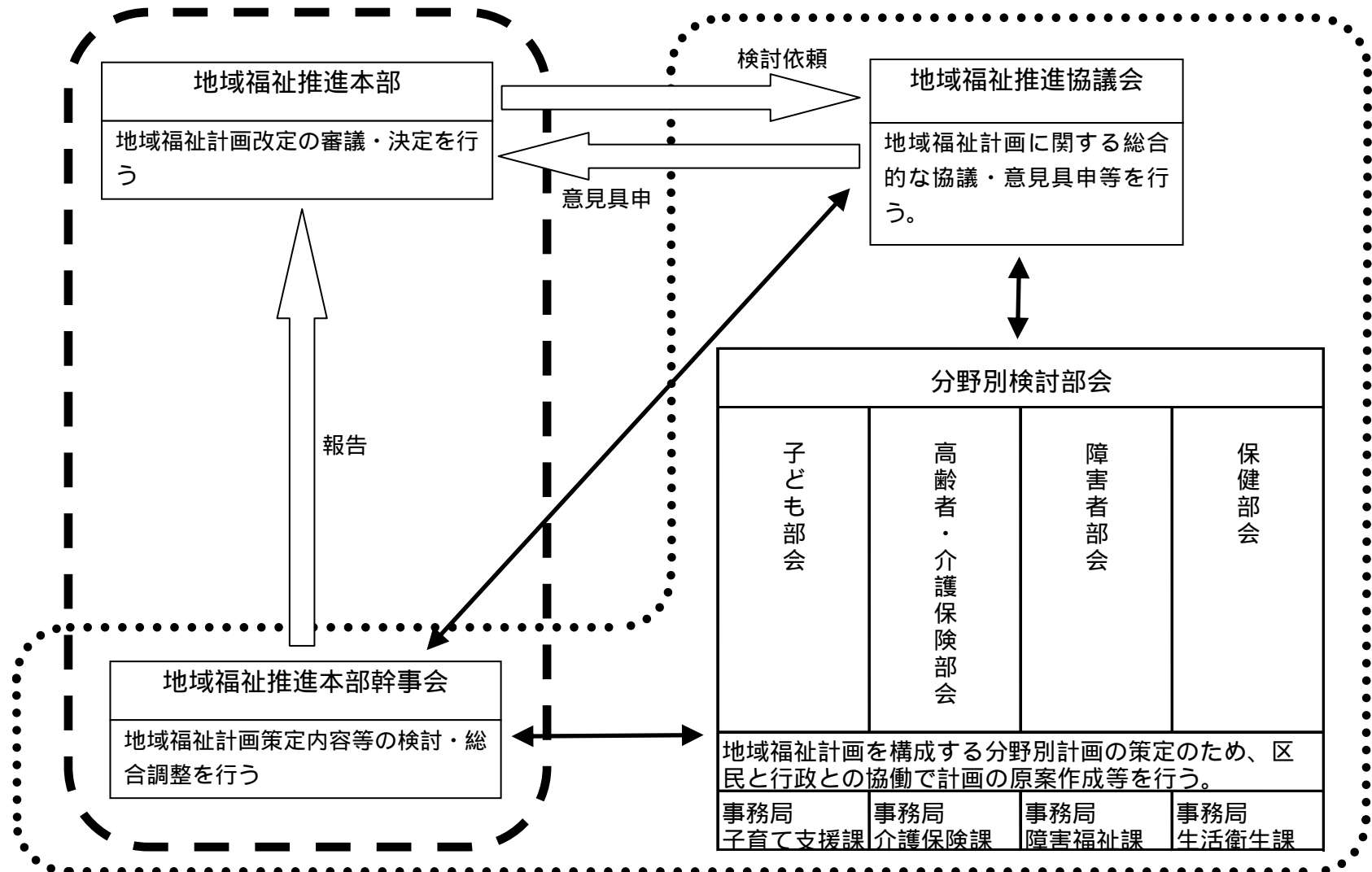
文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

- (1) 人間性の尊重
だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。
- (2) 自立の支援
だれもが、自分の意思にもとづき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。
- (3) 共に生きる地域社会の構築
だれもが、ノーマライゼーションの理念にもとづき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。
- (4) 区民参画及び協働の推進
区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主体的に参画し、協働することを推進します。
- (5) 男女平等参画の推進
男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。

地域福祉推進協議会の体制 概念図



分野別計画の一つである「地域福祉の推進」については、各検討部会の横断的な共通テーマであるので、高齢福祉課が事務局となり各検討部会及び区の関係部署からの意見等の集約を行い、幹事会で整理、調整し、協議会の協議に付す。

文京区地域福祉推進協議会委員名簿

別紙4

平成20年4月1日現在

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 重宏	東洋大学社会学部教授	子ども部会
2	副会長	高山 直樹	東洋大学社会学部教授	障害者部会
3	"	藤林 慶子	東洋大学社会学部准教授	高齢者・介護保険部会
4	"	丸井 英二	順天堂大学公衆衛生学教室教授	保健部会
5	委員	須田 均	小石川医師会	高齢者・介護保険部会
6	"	近藤 秀弥	文京区医師会	保健部会
7	"	高橋 義一	小石川歯科医師会	保健部会
8	"	内藤 良二	文京区歯科医師会	障害者部会
9	"	須藤 栄一	文京区薬剤師会	保健部会
10	"	村松 孝四郎	文京区町会連合会	保健部会
11	"	綱島 悦子	文京区社会福祉協議会	障害者部会
12	"	早川 恵美子	文京区民生委員・児童委員協議会	高齢者・介護保険部会
13	"	斉田 宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	障害者部会
14	"	中村 文枝	文京区高齢者クラブ連合会	高齢者・介護保険部会
15	"	深谷 純子	文京区青少年対策地区委員会	子ども部会
16	"	井口 桂子	文京区女性団体連絡会	子ども部会
17	"	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	子ども部会
18	"	鈴木 照子	文京区話し合い員連絡協議会	高齢者・介護保険部会
19	"	名取 芳子	文京区介護サービス事業者連絡会	高齢者・介護保険部会
20	"	佐々木 陽穂	主任児童委員	子ども部会
21	"	菅原 良次	たんぼぼ保育園	子ども部会
22	"	佐藤 澄子	文京区知的障害者の明日を創る会	障害者部会
23	"	黒住 麻理子	文京区地域活動栄養士会	保健部会
24	"	安達 勇二	あせび会支援センター	障害者部会
25	"	吉尾 彩花	区民(公募)	子ども部会
26	"	神野 勝彦	区民(公募)	子ども部会
27	"	湯沢 一男	区民(公募)	高齢者・介護保険部会
28	"	山本 諭	区民(公募)	高齢者・介護保険部会
29	"	阿部 裕子	区民(公募)	高齢者・介護保険部会
30	"	井出 晴郎	区民(公募)	障害者部会
31	"	斎藤 幹夫	区民(公募)	障害者部会
32	"	高橋 たけ代	区民(公募)	保健部会
33	"	梅澤 碩	区民(公募)	保健部会

平成20年度文京区地域福祉推進協議会
高齡者・介護保険検討部会名簿

平成20年4月現在

	氏名	団体名	備考
1	藤林慶子	東洋大学社会学部准教授	文京区地域福祉推進協議会
2	須田均	小石川医師会	〃
3	早川恵美子	文京区民生委員・児童委員協議会	〃
4	中村文枝	文京区高齡者クラブ連合会	〃
5	鈴木照子	文京区話し合い員連絡協議会	〃
6	名取芳子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	〃
7	湯沢一男	区民(公募)	〃
8	山本諭	区民(公募)	〃
9	阿部裕子	区民(公募)	〃
10	高木知里	文京区医師会	関係者等
11	信森道生	小石川歯科医師会	〃
12	藤田良治	文京区歯科医師会	〃
13	川又靖則	文京区薬剤師会	〃
14	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	〃
15	望月修	文京区介護サービス事業者連絡協議会	〃
16	小森谷雅弘	文京区町会連合会	〃
17	木幡光伸	文京区社会福祉協議会	〃
18	高村清	東京商工会議所文京支部	〃
19	佐々木治	高齡福祉課長事務取扱福祉部参事	行政職員
20	須藤直子	介護保険課長	〃
21	石原美千代	健康推進課長	〃

平成20年度文京区地域福祉推進協議会
障害者部会名簿

平成20年4月現在

	氏名	団体名	備考
1	高山直樹	東洋大学社会学部教授	文京区地域福祉推進協議会
2	内藤良二	文京区歯科医師会	〃
3	綱島悦子	文京区社会福祉協議会	〃
4	斉田宗一	心身障害福祉団体連合会	〃
5	佐藤澄子	知的障害者の明日を創る会	〃
6	安達勇二	あせび会支援センター	〃
7	井出晴郎	区民(公募)	〃
8	斎藤幹夫	区民(公募)	〃
9	住友孝子	肢体不自由児者父母の会	関係者等
10	上村榮子	知的障害者と共に歩む会	〃
11	大門勝	文京区家族会	〃
12	池上啓喜	本郷福祉センター	〃
13	井上美和	特別支援学級連絡協議会	〃
14	山内孝子	児童デイサービス利用者父母会	〃
15	江口進	障害福祉課長	行政職員
16	高橋秀代	文京福祉センター所長	〃
17	佐藤壽志子	予防対策課長	〃
18	徳満哲夫	教育指導課長	〃

平成20年度文京区地域福祉推進協議会
保健部会名簿

平成20年4月現在

	氏名	団体名	備考
1	丸井英二	順天堂大学公衆衛生学教室教授	文京区地域福祉推進協議会
2	近藤秀弥	文京区医師会	〃
3	高橋義一	小石川歯科医師会	〃
4	須藤栄一	文京区薬剤師会	〃
5	村松孝四郎	文京区町会連合会	〃
6	黒住麻理子	地域活動栄養士会	〃
7	高橋たけ代	区民(公募)	〃
8	梅澤碩	区民(公募)	〃
9	味澤篤	駒込病院感染症科部長	関係者等
10	松平隆光	小石川医師会顧問	〃
11	湯浅達也	小石川消防署 警防課長	〃
12	工藤貴子	精神障害者支援施設(エナジー)所長	〃
13	寺崎利吉	文京区食品衛生協会会長	〃
14	得永哲也	生活衛生課長	行政職員
15	佐藤寿志子	予防対策課長	〃
16	石原美千代	健康推進課長	〃
17	樋口桂	国保年金課長	〃
18	曳地由紀雄	学務課長	〃

文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成 8 年 7 月 1 1 日 8 文福福発第 5 0 4 号制定
 平成 1 0 年 5 月 1 5 日 1 0 文福福発第 3 4 0 号改正
 平成 1 2 年 5 月 1 2 日 1 2 文福福発第 2 0 4 号改正
 平成 1 8 年 3 月 9 日 1 7 文福福第 1 1 8 3 号改正
 平成 2 0 年 1 月 1 7 日 1 9 文福福第 5 6 9 号改正
 平成 2 0 年 4 月 1 日 2 0 文福高第 4 3 号改正

(設置)

第 1 条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6 文福福第 1 1 8 8 号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。
- (2) 前号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第 3 条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員 3 3 人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 2 0 人以内
- (3) 公募区民 9 人以内

3 前項第 3 号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（1 2 文福福発第 2 0 4 号）により募集する。

(任期)

第 4 条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の 3 月 3 1 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等

を聞くことができる。

(分野別検討部会)

第 8 条 地域福祉計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第 3 条第 2 項第 1 号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定するもののほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等及び区の職員のうちから 10 名以内のものを、部会員として委嘱又は任命することができる。

8 前 3 項の規定にかかわらず、第 2 項第 2 号の高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17 文介第 1114 号)に基づき設置された地域包括ケア推進委員会の委員及び区の職員のうちから、本部長が指名、委嘱又は任命する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会に関して必要な事項は、部会長が定める。

11 第 2 項に掲げる部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成 20 年度から平成 21 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 3 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成 7 年 2 月 20 日 6 文福福発第 1188 号制定
 平成 11 年 5 月 10 日 11 文福福発第 336 号改正
 平成 12 年 5 月 12 日 12 文福福発第 204 号改正
 平成 13 年 6 月 15 日 13 文福福第 314 号改正
 平成 16 年 4 月 16 日 16 文福福第 65 号改正
 平成 18 年 3 月 27 日 17 文福福第 1255 号改正
 平成 19 年 3 月 30 日 18 文福福第 623 号改正
 平成 20 年 4 月 1 日 20 文福高第 45 号改正

(設置)

第 1 条 文京区地域福祉計画その他福祉に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成 6 年 3 月文京区規則第 10 号）第 4 条第 1 項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第 2 項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第 4 条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年度 文京区地域福祉推進本部委員名簿

参考資料3

平成20年4月1日現在

	役職	氏名	役職	内線
1	本部長	成澤 廣修	区長	2002
2	副本部長	小祝 英二	副区長	2002
3	副本部長	根岸 創造	教育長	3512
4	本部員	青山 忠司	企画政策部長	2100
5	〃	岡崎 義隆	総務部長	2200
6	〃	三縄 毅	区民部長	2400
7	〃	小松 壽博	福祉部長	2700
8	〃	藤田 恵子	男女協働子育て支援部長	7000
9	〃	細川 えみ子	保健衛生部長	2800
10	〃	小野 孝道	都市計画部長	2900
11	〃	松田 照雄	土木部長	3000
12	〃	大角 保廣	資源環境部長	3100
13	〃	太田 久仁宣	施設管理部長	2300
14	〃	下田 一美	会計管理者	3201
15	〃	瀧 康弘	教育推進部長	3510
16	〃	太田 進一	監査委員事務局長	3300
17	〃	原口 洋志	区議会事務局長	3700
18	〃	小野澤 勝美	企画政策部企画課長	2101
19	〃	林 顕一	企画政策部財政課長	2110
20	〃	齊藤 繁夫	企画政策部広報課長	2120
21	〃	田中 芳夫	総務部総務課長	2201
22	〃	山本 育男	総務部職員課長	2230

文京区地域福祉推進本部幹事会・幹事名簿

参考資料4

平成20年4月1日

	役 職		役 職	内線
1	幹事長	小 松 壽 博	福祉部長	2700
2	副幹事長	藤 田 恵 子	男女協働子育て支援部長	7000
3	副幹事長	細 川 えみ子	保健衛生部長	2800
4	幹 事	小野澤 勝 美	企画政策部企画課長	2101
5	"	佐々木 治	福祉部高齢福祉課長事務取扱福祉部参事	2701
6	"	江 口 進	福祉部障害福祉課長	2750
7	"	奥 山 郁 男	福祉部生活福祉課長	2770
8	"	須 藤 直 子	福祉部介護保険課長	3311
9	"	樋 口 桂	福祉部国保年金課長	2630
10	"	高 橋 秀 代	福祉部福祉センター所長	2787
11	"	渡 部 敏 明	男女協働子育て支援部子育て支援課長	7010
12	"	野 田 康 夫	男女協働子育て支援部児童青少年課長	7030
13	"	久 住 智 治	男女協働子育て支援部保育課長	7050
14	"	得 永 哲 也	保健衛生部生活衛生課長	2810
15	"	石 原 美千代	保健衛生部健康推進課長	2820
16	"	佐 藤 壽志子	保健衛生部予防対策課長	2830
17	"	曳 地 由紀雄	教育推進部学務課長	3530
18	"	徳 満 哲 夫	教育推進部教育指導課長	3540